

## 鯖江市地域包括支援センター運営業務委託仕様書

### 1 業務名

鯖江市地域包括支援センター運営業務

### 2 目的

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）等の関係法令および鯖江市地域包括支援センター包括管理業務に係る公募型プロポーザル実施要領に定めるもののほか、鯖江市地域包括支援センターの業務に関して必要な事項を定める。

### 3 契約期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和4年3月31日までは、準備期間とする。

### 4 鯖江市地域包括支援センターの担当区域

本業務を行う地域包括支援センターの担当区域は、以下のとおりとする。

R3.4.1 現在

| 圏域 | 各圏域内地区        | 世帯数   | 人口     | 高齢者人口 | 高齢化率<br>(%) |
|----|---------------|-------|--------|-------|-------------|
| 鯖江 | 鯖江、新横江        | 7,124 | 18,510 | 5,267 | 28.5        |
| 神明 | 神明            | 6,554 | 17,254 | 4,291 | 24.9        |
| 東部 | 中河、片上、北中山、河和田 | 4,311 | 13,155 | 4,341 | 33.0        |
| 西部 | 立待、吉川、豊       | 7,179 | 20,434 | 4,889 | 23.9        |

### 5 事業の利用対象者

事業の利用対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上の者および介護保険第2号被保険者のうち要介護認定を受けている者又は受ける可能性がある者とその家族等とする。

### 6 設置場所

担当区域内の住民の利便性に配慮した場所に設置すること。

### 7 人員配置

次に掲げる資格を有する正規職員を、専任かつ常勤として各1名以上配置すること。

また、職員のうち1人が、地域包括支援センターの責任者を兼務して差し支えない。

#### (1) 保健師又はこれに準ずる者

##### ①保健師

②高齢者支援を含む地域ケア・地域保健等（※）に関する経験を1年以上有する看護師。

なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

※ 地域で生活する人々の健康を維持増進し、生活の自立を支えること

#### (2) 社会福祉士又はこれに準ずる者

##### ①社会福祉士

②福祉事務所（※）の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

※ 福祉に関する行政機関

(3) 主任介護支援専門員又はこれに準ずる者

①主任介護支援専門員

②ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識および能力を有している者

なお、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

8 業務時間および休業日

地域包括支援センターの業務時間、休業日は法人の就業時間に合わせる。ただし、緊急時に対応ができる体制を整備すること。

9 業務内容

地域包括支援センターの業務は次に掲げるものとする。また、各業務に関しては、一般財団法人長寿社会開発センター作成「地域包括支援センター運営マニュアル」を遵守して実施すること。なお、「地域包括支援センター運営マニュアル」が改正された場合は、最新のものを優先すること。その他、関連通知、通達に従い実施すること。

なお、委託する業務の他、指定介護予防支援の指定を受け当該業務を行うこと。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二）

介護予防・生活支援サービス事業対象者および要支援者に対して、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切なサービスが、包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

- ・総合事業（事業対象者・要支援者）のスクリーニング業務
- ・総合事業（事業対象者・要支援者）のケアプラン点検

(2) 包括的支援事業

①総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者等が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につながる等の総合的な支援を行うものとする。

ア 総合相談支援業務

- ・初期段階での相談対応
- ・継続的・専門的な相談支援
- ・家族介護者への支援

## イ 地域におけるネットワーク構築業務

- ・支援を必要とする高齢者等を見出し、適切な支援へのつなぎや継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者・医療機関・民生委員等地域における様々な関係者や機関とのネットワークの構築を図ること。
- ・こうしたネットワークの構築のため、関係機関等の会議や行事等に積極的に参加するとともに、地域の社会資源やニーズの把握に努めること。
- ・相談協力員研修
- ・地域密着型事業所（26 か所）の運営推進会議の出席

## ウ 実態把握業務

- ・地域におけるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への個別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うこと。

## ②権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

地域住民や、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは、十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行うこと。

## ア 成年後見制度の活用促進

- ・成年後見制度の利用相談、支援
- ・成年後見制度の普及啓発
- ・成年後見制度の利用に関する判断
- ・成年後見制度の利用が必要な場合の申し立てに関する支援および市との連携
- ・診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
- ・成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
- ・その他成年後見制度の活用、促進に関すること

## イ 老人福祉施設等への措置の支援

- ・老人福祉法上の措置が必要と思われる場合の市との連携
- ・成年後見制度の利用等を含めた適切な支援
- ・その他措置に伴う支援

## ウ 高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第 17 条に規定する事務の委託により、次の業務を行うこと。

- ・高齢者虐待防止法第 6 条の規定による相談、指導および助言
- ・高齢者虐待防止法第 7 条第 1 項もしくは第 2 項の規定による通報
- ・高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項の規定による届出の受理
- ・高齢者虐待防止法第 9 条第 1 項の規定による高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実確認のための措置
- ・高齢者虐待防止法第 14 条の規定による養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導および助言その他必要な措置

※虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、市と適切な連携をとること。

## エ 消費者被害への対応

- ・消費者被害の予防啓発
- ・関係機関との連携
- ・消費者被害の相談・支援

## オ 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、ネットワークの活用等により適切な支援を行う。

### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医や介護支援専門員との連携をはじめ、他職種相互の協働や地域との関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援および介護給付におけるケアマネジメントとの相互連携を図ることにより、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員等に対する支援等を行うこと。

#### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と地域との関係機関との連携を支援すること。

#### イ 介護支援専門員のネットワーク構築・活用

包括的・継続的ケアマネジメントを実践するのに必要な具体的な情報の共有を行う等、介護支援専門員も人同士のネットワークを構築すること。

#### ウ 介護支援専門員等の実践力向上支援

介護支援専門員の包括的・継続的ケアマネジメントを実践できる能力が不足している場合は、向上を支援すること。

- ・主任ケアマネ研修
- ・介護支援専門員育成研修

### ④地域ケア会議の実施（法第115条の48第1項）

多様な関係者が協議し、支援が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的に、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけるため、会議を開催すること。

- ・圏域における地域個別ケア会議の年2ケース以上の開催
- ・圏域における地域における地域ケア会議の年1回以上の開催
- ・高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- ・個別ケースの課題分析等による地域課題の把握

### ⑤在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、関係機関と連携を図りながら支援を行うこと。

- ・在宅医療と介護の連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・医療と介護関係者の情報共有の支援
- ・在宅医療と介護連携に関する相談支援
- ・地域住民への普及啓発

⑥生活支援体制整備事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

高齢者の生活支援サービスの体制整備を推進していくために、地域や地域に設置された協議体等との定期的な情報共有や会議等への参加等により、連携強化を図り、地域課題の洗い出しと課題共有を進め、地域における住民同士の支え合い体制づくりに取り組むこと。

- ・地域の助け合い応援講座など担い手の養成・育成の協力
- ・生活支援コーディネーターと地域課題の洗い出しや情報共有
- ・地域における住民同志の支え合い体制づくり

⑦認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための体制づくりを行い、関係機関と連携しながら認知症の方とその家族の支援を行うこと。

- ・認知症初期集中支援チームとの連携
- ・もの忘れ検診対象者への受診推奨訪問
- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症徘徊模擬訓練等による地域づくり【年 1 回以上】
- ・認知症サポーター養成講座の開催【年 5 回以上】
- ・家族介護者交流事業
- ・認知症カフェの実施
- ・チームオレンジ体制づくりへの協力

(3) 指定介護予防支援業務（法第 115 条の 22）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うこと。

事業は、法第 115 条の 22 の規定に基づき、介護予防支援事業者の指定を受けて実施し、指定介護予防支援等の事業の人員および運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）を遵守するものとする。

また、指定介護予防支援事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。なお、当業務に係る介護予防サービス計画費は受託者の収入とする。

- ・介護予防ケアマネジメント給付管理
- ・要支援者のスクリーニング業務
- ・要支援者のケアプラン点検（書類は 5 年間保存）
- ・プラン点検評価、給付管理
- ・対象者の訪問調査

(4) 一般介護予防事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）

全ての第 1 号被保険者を対象に、市と協働で事業を実施する。

① 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動へつなげる。

- ・総合事業対象者の把握
- ・健康チェックリストでの訪問
- ② 介護予防普及啓発事業
  - ・地域包括支援センターだより等の作成と配布
  - ・圏域毎の特長を踏まえた教室等（令和5年度～）
- ③ 地域介護予防活動支援事業
  - ・介護予防人材養成事業等への協力・連携
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業
  - ・訪問アセスメント支援事業の推進
- (5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）
 

包括的支援事業を効果的に実施するため、地域の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うために、地域の関係者とのつながりを築き、連携を図ること。
- (6) その他の業務
  - ① 介護保険サービスの利用に係る申請の代行（法第27条第1項）等
  - ② 各種会議や研修会への参画・出席
  - ③ その他地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務

## 10 施設の設備

- (1) 地域包括支援センターを設置する予定である建物および不動産については、建築基準法やその他の法令等を遵守していること。また、高齢者に配慮した建物設備であること。
- (2) 地域包括支援センターには、事務室と相談室を設置すること。
- (3) 併設のサービス提供事業部門がある場合は、地域包括支援センターの事務スペースとは分離すること。
- (4) 相談室は、相談者のプライバシーに配慮したスペース等を確保すること。
- (5) 事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫を整備し、地域包括支援センターが使用できるパソコン、電話、プリンター、ファクシミリを設置すること。
- (6) インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、地域包括支援センターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。
- (7) 地域包括支援センターを表示した看板を設置し、地域住民へ周知すること。
- (8) 職員が使用できる自動車を1台以上配置すること。
- (9) 来訪者専用の駐車スペースを確保し、車での来訪者にも十分な配慮をすること。
- (10) (1)～(9)の設備類およびその他の設備に関する経費は受託者が負担すること。
- (11) 自動車配備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、その他の設備類等に係る契約についても市は一切関与しないものとする。

## 11 留意事項

- (1) 苦情対応
 

苦情等に対応する体制を整備し、迅速かつ誠実に対応すること。
- (2) 緊急時の対応
 

業務の提供中に利用者の病状が急変した場合その他必要と認められる場合は、速やか

に主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じること。また、夜間等の緊急相談に備え、医療機関、その他関係機関等との連携に努めること。

### (3) 損害賠償

受託者が本契約の各条項に違反し、又は法および民法その他の関係法令に違反し、利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害賠償の義務を負う。ただし、受託者に重大な過失がない場合は、受託者と市の協議により解決する。

### (4) 守秘義務

受託者は、個人情報の取り扱いについて、関係法令および鯖江市個人情報保護条例を遵守し、厳重に取り扱うとともに、個人情報の紛失、漏洩がないよう十分配慮すること。

受託者は、本業務の履行にあたり、鯖江市個人情報保護条例を遵守し、別記1「個人情報等取扱特記事項」および別記2「情報セキュリティ特記事項」を守らなければならない。

### (5) 法令等の遵守および公正・中立性の確保

受託者は、地域包括支援センターを運営するに当たり、法その他の関係法令を遵守すること。

また、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

### (6) 契約の解除

委託者は、受託者が法およびこれに関連する法令等に定められた事項を遵守しないと認められる場合や、公正・中立に業務を実施していない場合など、不適切な事業の運営を認めた場合には、改善の勧告を行う。

なお、市の勧告にも関わらず十分な改善が見られない場合には、運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。これにより、市に損害が生じた場合は、受託者はその費用を負担するものとする。

### (7) 業務評価

地域包括支援センターの事業の質の向上を図るため、毎年、事業評価を実施する。

市はその結果を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において点検を行い、機能強化策の検討を行う。

## 1.2 実績報告

受託者は、次に掲げる業務に係る実績を市の定める様式により報告するものとする。

市は、報告書の受理後、その内容を審査するものとする。

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業実績
- (2) 総合相談支援事業実績
- (3) 高齢者虐待対応状況調査
- (4) 地域ケア会議実績
- (5) 指定介護予防支援事業実績
- (6) その他実績の提出が必要と市が判断したもの

## 1.3 委託料の請求・支払

- (1) 委託者は、業務（予防給付及び介護予防ケアマネジメントに関するケアマネジメント業務を除く。）に要する経費に対し、業務委託料を各年度年4回（4月、7月、10月、翌年4月）に分けて受託者に支払うものとする。

- (2) 予防給付及び介護予防ケアマネジメントに関するケアマネジメント業務に要する経費には、前項の業務委託料を使用してはならない。
- (3) 第4回の委託料の額については、業務（予防給付及び介護予防ケアマネジメントに関するケアマネジメント業務を除く。）に要する経費の年額又は契約書記載の委託料年額のいずれか少ない額から既に支払った委託料の額を控除して得た額を、委託料の額として確定し、委託者に委託料請求書の提出をする。
- (4) 委託者は、請求があったときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。